

令和6年度豊中市PTA連合協議会・第7回役員会

連Pスローガン「豊中っ子の笑顔のために みんなが参加しやすい活動を」

1月23日（木）19時～教育センター

次第

（進行：社会教育課）

1. 会長あいさつ

三間会長

～情報提供～大阪府PTA「総合保障制度」

東京海上日動火災保険(株)

2. 各ブロックより報告

北東部ブロック

中村副ブロック長

北中部ブロック

福永ブロック長

北西部ブロック

藤澤ブロック長

東部ブロック

吉野ブロック長

西部ブロック

寶積ブロック長

南部ブロック

三間副ブロック長

3. 教育委員会より報告、質疑応答

4. 議題案件

- ・PTA活動状況の冊子作り
- ・PTAの今後の形（PTAに限定しない等）「会則改正」
- ・連P退会（休会）の会則記載
- ・連P会費の算出ベース（現在は、児童数×40円）

5. その他

- ・役員からPTA関連の質疑応答
- ・事務局から連絡
- ・次回開催日程の確認

月 日（ ）19時～教育センター

6. 閉会あいさつ

会長代行

豊中市 PTA 連合協議会・第7回役員会 議事概要

開催日時：1月 23日（木）19 時～21時

開催場所：教育センター研修室、オンラインとのハイブリッド形式

出席者：〈豊中市 P T A 連合協議会〉（以下、「連 P」という）

三間会長（庄内さくら学園）、福永会長代行（3中）、
藤澤会長代行（14中）、中村会計（東丘）、片岡副会長（東豊台）、
吉野副会長（16中）、小泉副会長（箕輪）、中村顧問（大池）
「ズーム出席」菅野副会長（北緑丘）、窪田副会長（北条）、
寶積副会長（原田）、岩田顧問（14中）

〈豊中市教育委員会〉

長坂事務局長、北村次長兼社会教育課長、北田社会教育係長、
佐々本主査

○次第

1. 会長あいさつ

三間会長から、1/18（土）大阪府PTA協議会「研究大会」に豊中市の単Pも参加
いただいた御礼と、引き続き豊中市も生き生きとしたPTA活動を続けていきたい旨、
挨拶があった。

※府P保険「総合保障制度」について

東京海上日動火災保険(株)から、大阪府PTA協議会の個人で加入する保険「総合保
障制度」について以下の通り、説明があった。

- ①大阪府PTA協議会の会員数の規模の大きさならではの、お得な保険である。
- ②賠償責任・ケガによる入通院等の補償をはじめ、様々な補償を用意している。
- ③いじめ不登校相談窓口もフリーダイヤルで開設している。
- ④スマホ・PCからも申込可能である。
- ⑤みどりの授業、防災の授業等の出前授業も行っている。
- ⑥3月末から4月の間に、各校に保護者数のパンフレットをお送りする。学校長か
ら質問等があれば各保護者に配布ご協力について、お伝え願いたい。

2. 各ブロックより報告

○中村会計（北東部ブロック）からの報告

・PTA冊子、単P活動休止に伴う連P退会について情報交換した。

○福永会長代行（北中部ブロック）からの報告

・PTA冊子（アンケート回答依頼）について情報交換した。

○藤澤会長代行（北西部ブロック）からの報告

・PTA冊子、府P研究大会、人権現地研修会について情報交換した。

○吉野副会長（東部ブロック）からの報告

・PTA冊子（アンケート回答依頼）について情報交換した。

○寶積副会長（西部ブロック）からの報告

- ・PTA冊子（アンケート回答依頼）、次年度役員選出について情報交換した。

○三間会長（南部ブロック）からの報告

- ・PTA冊子（アンケート回答依頼）、危険個所アプリの準備について情報交換した。

3. 教育委員会より報告、質疑応答

長坂事務局長から、学校教育にご理解ご協力いただいていること、PTA活動にご尽力いただいていることへの御礼があり、以下の事項について報告があった。

○令和7年度からは三期休業中も加えて、小学校での開校日の「7時開門」を実施する。

○三期休業中は放課後こどもクラブ在籍の児童の利用を想定している。

北村次長から、PTA会費徴収にかかる学校が行う口座振替等について、以下の通り説明があった。

○学校と取引している5行の銀行と情報交換しながら、それぞれのインターネットバンキングとCSV形式のデータを使って口座振替を行う手法で調整している。

○北おおさか信用金庫（17校）、池田泉州銀行（33校）との取引している、桜塚小・熊野田小の事務室で実際にテスト口座振替を行い、学校事務職員と意見交換しながらマニュアルを作成している。

○大阪北部農協（3校）、三井住友銀行（2校）、三菱UFJ銀行（1校）についても学校事務職員と情報交換していく予定である。（1校は銀行2行と取引）

○豊中市ふるさと納税型クラウドファンディングの情報提供。西山氏庭園・西山家住宅、旧新田小学校は、豊中の歩みを後世に語り継ぐ貴重な建造物である。昨今の災害や経年劣化による損傷が予想以上に激しく、早急に修理が必要である。「豊中の宝」を一緒に護っていくご協力をいただければ幸いである。

事務局から、北おおさか信用金庫との取引の学校（17校）のPTA会費徴収について、別紙の内容をブロック内で周知いただくよう、依頼があった。

4. 議題案件

- ・PTA活動状況の冊子作り

福永会長代行から、学校PTA活動からの活動状況の提出について、下記の内容の冊子を発行することとなっているが、引き続き、アンケート回答済の学校PTAが少ないので、ブロック内の周知等、リマインドいただきたい旨、発言があった。

○全校PTAに活動についてのアンケートを取り、その集計表を掲載する。

○希望する学校PTAには、ワードA4（1～2枚）に令和5・6年度の活動状況を提出いただく。

（余白・フォント等を記載したフォーマットを配布する。活動状況の記載内容に

ついて、ブロック内の意見を参考に提出いただく。)

○PTAで困った時に活用できるような、豊中市の連絡先一覧表を掲載する
○データを連Pホームページに掲載するとともに、各PTA室に1冊保管して時折、役員が活動に苦慮した際には見開いて確認、議論いただけるように紙ベースでも発行したい。

・PTAの今後の形（PTAに限定しない等）「会則改正」

事務局から、前回の役員会で承認済みの、会則に「PTAに類する団体で学校長が認める団体をPTAの資格を有する」内容の追記に関連して、下記の通り追加して記載したい旨、提案があり承認された。

第2章 定義

第2条 この会則において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 豊中市立小学校、中学校、義務教育学校のPTAを単位PTAとする。
- (2) 前号にあたる任意団体が無い学校については、学校長が認めたPTA資格を有する団体をPTAに類する団体とすることができる。
- (3) 前各号にあたる任意団体の総称を単位PTA等とする。

第6条 本会は単位PTA等をもって構成する。

・連P退会（休会）の会則記載

事務局から、北東部ブロックから「連P退会の会則記載」の要望があり、説明があった。会則に下記の通り追加して記載したい旨、提案があり承認された。

第18章 退会

第35条 退会を希望する単位PTA等は、その旨を本会に通知し、原則として未納の会費はこれを納入の上、退会することができる。但し、やむを得ない理由がある場合は役員会でその処遇を決めることができる。

中村顧問から、令和7年度以降に「ブロック再編成」の議論が必要とされるが、それに関連して、会則に下記の通り（網掛け部分）追記したい旨、提案があり承認された。

第22条 本会は次の協議会を設置する。

小・中・義務教育学校PTA協議会。ただし、活動を円滑に推進するために、小・中・義務教育学校を複数ブロック（例：北東部・北中部・北西部・東部・西部・南部）に分割して協議会活動を行うものとする。

併せて、第10条 役員数のうち(5) 副会長を「7名+若干名」から「若干名」に修正したい旨、提案があり承認された。

全ての会則改正について、第3回総会で議案化することとなった。

- ・連P会費の算出ベース（現在は、児童数×40円）

事務局から、北東部ブロックから「連P会費の算出ベースの児童数から会員数への変更」の要望があり、説明があった。

三間会長・中村顧問から、下記の通り、発言があった。

PTAは『Parent-Teacher Association（保護者と教師による会）』の略であり、子ども自身はPTAの会員ではありません。つまり、PTA活動は、学校に通う全ての子どもたちの福利のために保護者と教師が自発的に行う活動であって、PTA会員の子ども達の福利のために行われる活動ではありません。

従って、入学式や卒業式等では、PTAからお祝いの学用品が各児童生徒に贈呈されることがある。これらの費用はPTA会費から計上されるが、PTA会費は「学校に通う全ての子ども達」のために使われるもので、PTA会費を支払っていない保護者の子どもであっても、お祝いの胸花、学用品を受け取れない、ということはありません。

よって、PTA活動の対象である児童生徒数をPTA活動の規模レベルを知りえる数値として考えるため、引き続き、算出ベースとしていきたい。

PTA役員・会員の皆様には、PTAという組織が健全で真に子ども達の福利をもたらすものであるよう、寛大な心持ちでの取組みをお願いしたい。

三間会長・中村顧問から、連P所属のメリットについて、下記の通り、発言があった。

- 日本PTA全国協議会・大阪府PTA協議会・豊中市PTA連合協議会に所属する位置付けになり、連合体となって文科省や府教委や市教委に意見提出でき、連合体になる事での全体の声として対応してもらえる。
- 共助の考えで全体として助け合い支え合いPTA活動を継続できる。困っている学校PTAを助ける事ができる。
- ブロック会議をはじめとしたPTA間の情報交換の場ができ、市教委・府Pからの情報を事務局から早急に受け取る事ができる。
- 安全保障制度等の大多数での加入から生まれる、スケールメリットの保険等に加入できる。

5. その他

- ・事務局から連絡

事務局から、新年度の学校PTA正副会長の名前・アドレス等の事務局提出の依頼文を2月中旬頃に現年度のPTA正副会長に送付するので、周知いただきたい旨、発言があった

- ・次回開催日程

次回役員会の開催日時については、2月18日（火）19時～地域共生センター大

会議室で開催することとなった。

6. 閉会あいさつ

藤澤会長代行から、PTA活動の精神に戻って熱い議論が交わせ、有意義な会議であった。今後も子ども達のための活動を続けたい旨、挨拶があった。

令和7年(2025年)1月23日(木)

社会教育課

北おおさか信用金庫との取引の学校のPTA会費徴収について(お願い)

令和7年度からは口座振替の利用がPTA会費徴収のみになることで、北おおさか信用金庫と取引されている学校のPTA様にはインターネットバンキング使用料として、年額22000円をお支払いいただく事になりました。

(令和6年度は積立金の返金等の関係でその金額を教育委員会が払っていました。)

そこで、お尋ねしますが、その学校PTAの中で「PTA会費徴収を行わずに活動する」といったPTAがありましたら、1月末までに連絡ください。

また、計画中といった途中経過の話でも結構ですので連絡いただければ幸いです。

北おおさか信用金庫との取引については、口座振替手数料の費用は無く、インターネットバンキング使用料の年額の固定額になり、会費徴収を行わない場合は契約解除の手続きをする必要があるため、お尋ねしている次第です。

【正副ブロック長にお願い】

下記の学校のPTA会長に「令和7年度の会費徴収を学校にお願いするか否か」確認ください。(会費徴収を行わない場合、社会教育課まで一報ください。)

ブロック	北おおさか信用金庫との取引の学校(口座)
北東部	
北中部	桜塚
北西部	刀根山、
東部	北条、
西部	克明、箕輪、原田、1中、5中、蛭池、18中、豊島西、
南部	さくら、 高川(学校から会費徴収しない連絡アリ) 「庄内西・庄内南・千成・7中」(よつば学園の該当4校は会費徴収しない連絡アリ)